

3 参与員は、毎年あらかじめ家庭裁判所の選任した者の中から、事件ごとに家庭裁判所が指定する。	4 前項の規定により選任される者の資格、員数その他同項の選任に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。
5 参与員には、最高裁判所規則で定める額の旅費、日当及び宿泊料を支給する。	6 家庭裁判所は、第一項の規定により参与員を審理又は和解の試みに立ち会わせる場合において、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、家庭裁判所及び当事者双方が参与員との間で音声の送受信により同時に通話をすることができる方法によって、参与員に審理又は和解の試みに立ち会わせ、当該期日における行為をさせることができる。(参与員の除斥及び忌避)
7 第十条 民事訴訟法第二十三条から第二十五条までの規定は、参与員について準用する。	2 参与員について除斥又は忌避の申立てがあつたときは、参与員は、その申立てについての決定が確定するまでその申立てがあつた事件に与することができない。(秘密漏示に対する制裁)
8 第十一条 参与員又は参与員であつた者が正当な理由なくその職務上取り扱つたことについて知り得た人の秘密を漏らしたときは、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。	9 第十二条 人事に関する訴えであつて当該訴えに係る身分関係の当事者の一方が提起するものにおいては、特別の定めがある場合を除き、他の一方を被告とする。
10 第十三条 人事訴訟の訴訟手続における訴訟行為については、民法第五条第一項及び第二項、第九条、第十三条並びに第十七条並びに民事訴訟(人事訴訟における訴訟能力等)	11 第十四条 参与員は、成年被後見人であるときは、その成年後見人は、成年被後見人のために訴え、又は訴えられることができる。ただし、その成年後見人が当該訴えに係る訴訟の相手方となるときは、この限りでない。

12 第十五条 檢察官を被告とする人事訴訟において、訴訟の結果により相続権を害される第三者(以下「利害関係人」という。)を当該人事訴訟に参加させることが必要であると認めるときは、裁判所は、被告を補助させるため、決定して、訴訟の結果により相続権を害される第三者(以下「利害関係人」という。)を当該人事訴訟に参加させることが必要であると認めるときは、裁判所は、前項の決定をするに当たっては、あらかじめ、当事者及び利害関係人の意見を聴かなければならぬ。	13 第十六条の三 人事訴訟に関する手続における公示送達は、裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨を裁判所の掲示場に掲示してする。(電子情報処理組織による申立て等)
14 第十六条の四 人事訴訟に関する手続における申立てその他の申述(以下この条において「申立て等」という。)のうち、当該申立て等に開するこの法律その他の法令の規定により書面等(書面、書類、文書、賛本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。次項及び第四項において同じ。)をもつてするものとされているものであつて、最高裁判所の定める裁判所に對してするもの(当該裁判所の裁判長、受命裁判官、受託裁判官又は裁判所書記官に対してもするものを含む)については、当該法令の規定にかかわらず、最高裁判所規則で定めるところにより、電子情報処理組織(裁判所の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この項及び第三項において同じ。)と申立て等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を用いてすることができる。	15 第十七条 人事訴訟に係る請求と当該請求の原因である事実によつて生じた損害の賠償に関する請求とは、民事訴訟法第二百三十六条の規定にかかるべく、一の訴えでできることができる。この場合においては、当該人事訴訟に係る請求について管轄権を有する家庭裁判所は、当該損害の賠償に関する請求に係る訴訟について自ら審理及び裁判をすることができる。
16 第十八条 第二項の規定は、前項の規定に係る請求に係る訴訟の係属する家庭裁判所にも提起することができる。この場合においては、同項後段の規定を準用する。	17 第十九条 同項の規定は、前項の場合における同一の人事訴訟に係る事件及び同項の損害の賠償に関する請求に係る事件について準用する。

18 第二十条 法第三十一条並びに第三十二条第一項(同法第四十条第四項において準用する場合を含む。)及び第二項の規定は、適用しない。	19 第二十一条 前項の規定によりべき訴訟行為をして、民事訴訟法第六十一条から第六十六条までの規定によれば検察官が負担すべき訴訟費用は、国庫の負担とする。
20 第二十二条 前項の規定によりべき訴訟行為においても、裁判長は、申立てをしない場合において、弁護士を訴訟代理人に選任することができる。	21 第二十三条 利害関係人が民事訴訟法第四十三条第一項の規定により検察官を被告とする人事訴訟に参加した利害関係人については、同法第四十五条第二項の規定は、適用しない。
22 第二十四条 前項の利害関係人については、民事訴訟法第四十三条第一項の申出又は第一項の決定により検察官を被告とする人事訴訟に参加した利害関係人については、同法第四十五条第二項の規定は、適用しない。	23 第二十五条 判決の執行に係る手続(執行の申立て等)は、民事訴訟法第二百三十九条の規定による。
24 第二十六条 判決の執行に係る手続(執行の申立て等)は、民事訴訟法第二百三十九条の規定による。	25 第二十七条 判決の執行に係る手続(執行の申立て等)は、民事訴訟法第二百三十九条の規定による。

26 第二十八条 判決の執行に係る手続(執行の申立て等)は、民事訴訟法第二百三十九条の規定による。	27 第二十九条 判決の執行に係る手続(執行の申立て等)は、民事訴訟法第二百三十九条の規定による。
30 第三十条 判決の執行に係る手続(執行の申立て等)は、民事訴訟法第二百三十九条の規定による。	31 第三十一条 判決の執行に係る手続(執行の申立て等)は、民事訴訟法第二百三十九条の規定による。
32 第三十二条 判決の執行に係る手続(執行の申立て等)は、民事訴訟法第二百三十九条の規定による。	33 第三十三条 判決の執行に係る手続(執行の申立て等)は、民事訴訟法第二百三十九条の規定による。
34 第三十四条 判決の執行に係る手続(執行の申立て等)は、民事訴訟法第二百三十九条の規定による。	35 第三十五条 判決の執行に係る手続(執行の申立て等)は、民事訴訟法第二百三十九条の規定による。
36 第三十六条 判決の執行に係る手続(執行の申立て等)は、民事訴訟法第二百三十九条の規定による。	37 第三十七条 判決の執行に係る手続(執行の申立て等)は、民事訴訟法第二百三十九条の規定による。

る処分、財産の分与に関する処分又は厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)第七十八条の二(第二項の規定による処分(以下「附帯処分」と総称する。))についての裁判をしなければならない。

前項の場合においては、裁判所は、同項の判断において、当事者に対し、子の引渡し又は離婚の支払その他の財産上の給付を命ずることができる。

前項の規定は、裁判所が婚姻の取消し又は離婚の訴えに係る請求を認容する判決において親権者の指定についての裁判をする場合について準用する。

裁判所は、第一項の子の監護者の指定その他の子の監護に関する処分についての裁判又は前項の親権者の指定についての裁判をするに当たっては、子が十五歳以上であるときは、その子の陳述を聴かなければならない。

第三十三条 裁判所は、前条第一項の附帯処分についての裁判又は同条第三項の親権者の指定についての裁判をするに当たっては、事実の調査をすることができる。

裁判所は、相當と認めるときは、合議体の構成員に命じ、又は家庭裁判所若しくは簡易裁判所に嘱託して前項の事実の調査(以下単に「事実の調査」という。)をさせることができ。前項の規定により受命裁判官又は受託裁判官が事実の調査をする場合には、裁判所及び裁判長の職務は、その裁判官が行う。

裁判所が審問期日を開いて当事者の陳述を聞くことにより事実の調査をするときは、他の当事者は、当該期日に立ち会うことができる。ただし、当事者は、当該期日に立ち会うことができ。裁判所は、相当と認める者の傍聴を許すことができる。

裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、裁判所及び当事者双方が音声の送受信により同時に通話をできる方法によつて、第四項の審問期日における手続を行うことができる。

前項の審問期日に出頭しないでその手続に関与した当事者は、その審問期日に出頭したものとみなす。

(家庭裁判所調査官による事実の調査)

第三十四条 裁判所は、家庭裁判所調査官に事実の調査をさせることができる。

急迫の事情があるときは、裁判長が、家庭裁判所調査官に事実の調査をさせることができる。

家庭裁判所調査官は、前項の規定による報告に意見を付することができます。

家庭裁判所調査官は、事実の調査の結果を書面又は口頭で裁判所に報告するものとする。

家庭裁判所調査官は、前項の規定による報告に意見を付することができます。

4 第二項の申立てを却下した裁判に対しても、即時抗告をすることができる。

前項の規定による即時抗告が人事訴訟に関する手続を不適に遅延させることを目的としてされたものであると認められるときは、原裁判所は、その即時抗告を却下しなければならない。

前項の規定による決定に対しても、即時抗告をすることができる。

判所調査官に事実の調査をさせることができ判所調査官に事実の調査をさせることができる。

判所調査官に事実の調査をさせることができる。

4 離婚の訴えに係る訴訟における民事訴訟法第八十九条第二項及び第一百七十三条第三項の期日においては、同法第八十九条第三項及び第一百七十四条の当事者は、和解及び請求の認諾をすることができない。ただし、当該期日における手続が裁判所及び当事者双方が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって行われた場合には、この限りでない。

前項の規定による即時抗告が人事訴訟に関する手続を不適に遅延させることを目的としてされたものであると認められるときは、原裁判所は、その即時抗告を却下しなければならない。

前項の規定による決定に対しても、即時抗告をすることができる。

判所調査官に事実の調査をさせることができる。

3 前二項の規定は、第三十二条第一項の規定による裁判で定めることができる金銭の支払その他の財産上の給付を目的とする義務であつて、婚姻の取消し又は離婚の訴えに係る訴訟における和解で定められたものの履行について準用する。

4 第一項（前項において準用する場合を含む。）の規定により義務の履行を命じられた者が正当な理由なくその命令に従わないときは、その義務の履行を命じた家庭裁判所は、決定で、十万円以下の過料に処する。

5 前項の決定に対しても、即時抗告をすることができる。

6 民事訴訟法第二百八十九条の規定は、第四項の決定について準用する。

第四十条 削除

第三章 実親子関係訴訟の特例

（嫡出否認の訴えの当事者等）

第四十一条 父が子の出生前に死亡したとき又は

民法第七百七十七条（第一号に係る部分に限る。）若しくは第七百七八十八条（第一号に係る部分に限る。）に定める期間内に嫡出否認の訴

えを提起しないで死亡したときは、その子のた

めに相続権を害される者その他父の三親等内の

血族は、父の死亡の日から一年以内に、嫡

出否認の訴えを提起した後に死亡した

場合には、前項の規定により嫡出否認の訴えを

提起することができる者は、父の死亡の日から

六月以内に訴訟手続を受け継ぐことができる。

この場合においては、民事訴訟法第二百二十四条

第一項後段の規定は、適用しない。

3 民法第七百七十四条第四項に規定する前夫

は、同法第七百七十五条第一項（第四号に係る

部分に限る。）の規定により嫡出否認の訴えを

提起する場合において、子の懐胎の時から出生

までの間に、当該前夫との婚姻の解消又は

取消しの後に母と婚姻していた者（父を除く。）

がいるときは、その嫡出否認の訴えに併合して

それらの者を被告とする嫡出否認の訴えを提起

しなければならない。

4 前項の規定により併合して提起された嫡出否認の訴えの弁論及び裁判は、それぞれ分離しないでしなければならない。

（嫡出否認の訴えの当事者等）

第四十二条 裁判所は、民法第七百七十二条第三項の規定により父が定められる子について嫡出

否認の訴えの当事者等）

四条第四項に規定する前夫（訴訟記録上その氏名及び住所又は居所が判明しているものに限る。）に対し、当該判決の内容を通知するものとする。

（認知の無効の訴えの当事者等）

第四十三条 第四十一条第一項及び第二項の規定は、民法第七百八十六条に規定する認知の無効の訴えについて準用する。この場合において、

第四十一条第一項及び第二項中「父」とあるのは「認知をした者」と、同条第一項中「第七百七十七条（第一号に係る部分に限る。）若しくは第七百七八十八条（第一号）」とあるのは「第七百八十六条第一項（第二号）」と読み替えるものとする。

第四十条 削除

第三章 実親子関係訴訟の特例

（嫡出否認の訴えの当事者等）

第四十一条 父が子の出生前に死亡したとき又は

民法第七百七十七条（第一号に係る部分に限る。）若しくは第七百七八十八条（第一号に係る部分に限る。）に定める期間内に嫡出否認の訴

えを提起しないで死亡したときは、その子のた

めに相続権を害される者その他父の三親等内の

血族は、父の死亡の日から一年以内に、嫡

出否認の訴えを提起した後に死亡した

場合には、前項の規定により嫡出否認の訴えを

提起することができる者は、父の死亡の日から

六月以内に訴訟手続を受け継ぐことができる。

この場合においては、民事訴訟法第二百二十四条

第一項後段の規定は、適用しない。

3 民法第七百七十四条第四項に規定する前夫

は、同法第七百七十五条第一項（第四号に係る

部分に限る。）の規定により嫡出否認の訴えを

提起する場合において、子の懐胎の時から出生

までの間に、当該前夫との婚姻の解消又は

取消しの後に母と婚姻していた者（父を除く。）

がいるときは、その嫡出否認の訴えに併合して

それらの者を被告とする嫡出否認の訴えを提起

しなければならない。

4 前項の規定により併合して提起された嫡出否認の訴えの弁論及び裁判は、それぞれ分離しないでしなければならない。

（嫡出否認の訴えの当事者等）

第四十二条 裁判所は、民法第七百七十二条第三項の規定により父が定められる子について嫡出

より父を定めることを目的とする訴えを提起することができる。

2 次の各号に掲げる者が提起する前項の訴えにおいて、

一 子又は母

母の前婚の配偶者及びその後婚の配偶者

の配偶者（その一方が死亡した後は、他の一方）

二 母の前婚の配偶者

母の後婚の配偶者

母の後婚の配偶者

おいては、それぞれ当該各号に定める者を被告とし、これらの者が死亡した後は、検察官を被告とする。

（認知の無効の訴えの当事者等）

第四十三条 第四十一条第一項及び第二項の規定は、民法第七百八十六条に規定する認知の無効の訴えについて準用する。この場合において、

第四十一条第一項及び第二項中「父」とあるのは「認知をした者」と、同条第一項中「第七百七十七条（第一号に係る部分に限る。）若しくは第七百七八十八条（第一号）」とあるのは「第七百八十六条第一項（第二号）」と読み替えるものとする。

第四十条 削除

第三章 実親子関係訴訟の特例

（嫡出否認の訴えの当事者等）

第四十一条 父が子の出生前に死亡したとき又は

民法第七百七十七条（第一号に係る部分に限る。）若しくは第七百七八十八条（第一号に係る部分に限る。）に定める期間内に嫡出否認の訴

えを提起しないで死亡したときは、その子のた

めに相続権を害される者その他父の三親等内の

血族は、父の死亡の日から一年以内に、嫡

出否認の訴えを提起した後に死亡した

場合には、前項の規定により嫡出否認の訴えを

提起することができる者は、父の死亡の日から

六月以内に訴訟手続を受け継ぐことができる。

この場合においては、民事訴訟法第二百二十四条

第一項後段の規定は、適用しない。

3 民法第七百七十四条第四項に規定する前夫

は、同法第七百七十五条第一項（第四号に係る

部分に限る。）の規定により嫡出否認の訴えを

提起する場合において、子の懐胎の時から出生

までの間に、当該前夫との婚姻の解消又は

取消しの後に母と婚姻していた者（父を除く。）

がいるときは、その嫡出否認の訴えに併合して

それらの者を被告とする嫡出否認の訴えを提起

しなければならない。

4 前項の規定により併合して提起された嫡出否認の訴えの弁論及び裁判は、それぞれ分離しないでしなければならない。

（嫡出否認の訴えの当事者等）

第四十二条 裁判所は、民法第七百七十二条第三項の規定により父が定められる子について嫡出

新法の施行の際現に係属している人事訴訟における訴訟行為につき行為能力の制限を受けた者の申立てによる訴訟代理人の選任については、第十三条第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 新法の施行前に提起された成年被後見人を原告訴又は被告とする人事に関する訴えに係る訴訟においては、第十四条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（人事訴訟における訴訟能力等に関する経過措置）

2 判決確定後の人事に関する訴えの提起に関する経過措置

（施行期日）

第四十六条 第三十七条（第一項ただし書きを除く。）の規定は、離縁の訴えに係る訴訟における和解（これにより離縁がされるものに限る。）並びに請求の放棄及び認諾について準用する。

（附則）

第四章 養子縁組関係訴訟の特例

第四章 養子縁組関係訴訟の特例

（認知の訴えの当事者等）

第四十一条第一項及び第二項中「父」とあるのは「認知をした者」と、同条第一項中「第七百七十七条（第一号に係る部分に限る。）若しくは第七百七八十八条（第一号）」とあるのは「第七百八十六条第一項（第二号）」と読み替えるものとする。

第四十条 削除

第三章 実親子関係訴訟の特例

（嫡出否認の訴えの当事者等）

第四十一条 父が子の出生前に死亡したとき又は

民法第七百七十七条（第一号に係る部分に限る。）若しくは第七百七八十八条（第一号に係る部分に限る。）に定める期間内に嫡出否認の訴

えを提起しないで死亡したときは、その子のた

めに相続権を害される者その他父の三親等内の

血族は、父の死亡の日から一年以内に、嫡

出否認の訴えを提起した後に死亡した

場合には、前項の規定により嫡出否認の訴えを

提起することができる者は、父の死亡の日から

六月以内に訴訟手続を受け継ぐことができる。

この場合においては、民事訴訟法第二百二十四条

第一項後段の規定は、適用しない。

3 民法第七百七十四条第四項に規定する前夫

は、同法第七百七十五条第一項（第四号に係る

部分に限る。）の規定により嫡出否認の訴えを

提起する場合において、子の懐胎の時から出生

までの間に、当該前夫との婚姻の解消又は

取消しの後に母と婚姻していた者（父を除く。）

がいるときは、その嫡出否認の訴えに併合して

それらの者を被告とする嫡出否認の訴えを提起

しなければならない。

（嫡出否認の訴えの当事者等）

第四十二条 裁判所は、民法第七百七十二条第三項の規定により父が定められる子について嫡出

3 新法の施行の際現に係属している保全命令事

件の管轄

に

関しては、

第三十条の規定にかかわらず、な

お従前

の例によ

る。

（人事訴訟における訴訟能力等に関する経過措置）

2 新法の施行前に口頭弁論が終結した人事訴訟の判決が確定した後における同一の身分関係についての人事に関する訴えの提起について

は、第二十五条の規定にかかわらず、なお従前

の例による。

（民事訴訟法の適用関係に関する経過措置）

第六条 新法の施行前に口頭弁論が終結した人事訴訟に係属している人事訴訟に関する手続について

は、適用しない。

（附帯処分等に係る事実の調査及び履行の確保に関する経過措置）

第七条 第二十九条の規定は、新法の施行の際現に係属している人事訴訟に関する手続について

は、適用しない。

（離縁の訴訟に係る訴訟における訴訟の受継の問題に関する経過措置）

第八条 第二章第二節（第三十二条の規定を除く。）及び第四節の規定は、新法の施行の際現に係属している婚姻の取消し及び離婚の訴えに

係る訴訟については、適用しない。

（嫡出否認の訴訟に係る訴訟における訴訟の受継の問題に関する経過措置）

第九条 新法の施行の際現に係属している嫡出否認の訴訟に係る訴訟における新法の施行前に夫

が死亡した場合の訴訟手続の受継については、

第四十一条第二項の規定にかかわらず、なお従

前の例による。

（認知の訴訟に係る訴訟における訴訟手続の受継に関する経過措置）

第十条 新法の施行の際現に係属している認知の訴訟に係る訴訟における新法の施行前に子が死

亡した場合の第四十二条第三項の規定の適用に

ついては、同項中「子の死亡の日」とあるの

は、「この法律の施行の日」とする。

(罰則の適用に関する経過措置)	
第十一條 新法の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。	
附 則 (平成一六年六月一一日法律第一〇四号) 抄	
(施行期日)	
第一条 この法律は、平成十六年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。	
一 略	
二 附則第四十一条の規定 国民年金法等の一 部を改正する法律(平成十六年法律第二百四 号)の公布の日又は公布日のいずれか遅い日	

(罰則の適用に関する経過措置)	
第三条 政府は、社会保障制度に関する国会の審議を踏まえ、社会保障制度全般について、税、保険料等の負担と給付の在り方を含め、一體的な見直しを行いつつ、これとの整合を図り、公的年金制度について必要な見直しを行うものとする。	
2 前項の公的年金制度についての見直しを行うに当たっては、公的年金制度の一元化を展望し、体系の在り方について検討を行うものとする。(罰則に関する経過措置)	
第七十三条 この法律(附則第一条ただし書に規定する規定については、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。	
第七十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。	
(施行期日)	
附 則 (平成一六年六月一八日法律第一二六号) 抄	
(施行期日)	

(罰則の適用に関する経過措置)	
第一条 この法律は、平成十六年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。	
(その他の経過措置の政令への委任)	
第七十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。	
(施行期日)	
附 則 (平成一六年六月二三日法律第一二六号) 抄	
(施行期日)	

(罰則の適用に関する経過措置)	
第一条 この法律は、平成十六年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。	
一 略	
二 附則第四十一条の規定 国民年金法等の一 部を改正する法律(平成十六年法律第二百四 号)の公布の日又は公布日のいずれか遅い日	
三 第四条、第七条、第十一条、第十五条及び 第十六条並びに附則第十四条から第十八条ま で、第二十条、第二十八条から第四十五条ま で、第二十一条、第二十二条の四まで、第五 十七条及び第七十一条の規定 公布の日	
(施行期日)	
附 則 (平成一六年六月二三日法律第一二六号) 抄	
(施行期日)	

附 則		(平成二七年五月二九日法律第三 一 号) 抄	(施行期日)	第一 条 この法律は、公布の日から起算して一年 を超えない範囲内において政令で定める日から 施行する。
1	第一条	この法律は、公布の日から起算して一年 を超えない範囲内において政令で定める日 から施行する。	(施行期日) 八四号抄	第一 条 この法律は、公布の日から起算して一年 を超えない範囲内において政令で定める日 から施行する。
2	第二条	この法律の規定による改正後の人事訴訟法 (以下この条において「新人事訴訟法」という 。) 第三条の二から第三条の五までの規定は、 この法律の施行の際現に係属している訴訟の日 本の裁判所の管轄権については、適用しない。 新人事訴訟法第十八条第二項及び第三項の規 定は、この法律の施行前にした請求の変更及び 反訴の提起については、適用しない。	(施行期日) 八四号抄	第一 条 この法律は、公布の日から起算して一年 を超えない範囲内において政令で定める日 から施行する。
3	第二条	この法律の施行の際現に係属している人事訴 訟についての民事訴訟法(平成八年法律第百九 号)の日本の裁判所の管轄権の規定の適用除外	(施行期日) 八四号抄	第一 条 この法律は、公布の日から起算して一年 を超えない範囲内において政令で定める日から 施行する。

4 について、新人事訴訟法第二十九条第一項の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

三 第二条中民事訴訟法第八十九条の見出しの改正規定、同条に四項を加える改正規定（同条第二項及び第三項に係る部分に限る。）及び同法第一百七十条第三項の改正規定並びに第五条中人事訴訟法第三十七条第三項の改正規定（民事訴訟法）の下に「第八十九条第一

第六条 (政令への委任) この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定めることとする。

